

F 0・8・1

平成27年10月13日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市監査委員 八木智明

同 坪井廣行

同 米山定克

同 小野沢耕一

不適切な事務処理の防止に関する要望書について（提出）

このことについて、別紙のとおり提出しますので、事務の適正化に向けた取組を一層進められるようお願いいたします。

以上

不適切な事務処理の防止に関する要望書

相模原市監査委員 八 木 智 明

相模原市監査委員 坪 井 廣 行

相模原市監査委員 米 山 定 克

相模原市監査委員 小野沢 耕 一

平成27年10月

監査委員が定期監査等を実施した際には、その結果について公告するとともに市のホームページに掲載することにより公表しており、ほかにも各年度の監査等の実施状況や不適切事例の概要と主な要因等をまとめた「相模原市監査等の結果」を毎年作成し、市のホームページで公表している。

最近の監査において、契約事務などに全庁的に同様の不適切な事務処理が散見されることから適正な事務執行がなされるよう、市民に対する公表とは別に、監査委員事務局がこうした公表文を職員ポータルサイトへ掲示するなど、職員一人ひとりの注意を喚起する取組も行っている。

特に、本年6月に判明した公共下水道使用料及び下水道事業受益者負担金に関する不適切な事務処理については、市民生活に多大な影響を及ぼすことから適正な事務執行や再発防止に向けて取り組むよう、監査委員としての意見を決算審査意見書や例月出納検査の公表文で表明したところである。

しかしながら、職員の不適切な事務処理による不祥事はその後もたびたび報道されており、監査委員としてはこうした事態に深く憂慮の念を抱いているところである。

市では、不適切な事務処理を防ぐため、様々な通知、研修、会議等により注意喚起に取り組んでいることは承知をしているものの、監査の結果において依然として同様の不適切な事務処理が見受けられ一向に無くならないということは、市の内部統制が機能せず、現在の取組が極めて不十分であることを正に示している。

こうしたことから、次の事項について特段の配慮を要望するものである。

1 監査等の結果や意見への対応について

監査委員は監査等の実施にあたっては十全を期しており、これまで定期監査等の実施により明らかとなった不適切な事務処理については、指摘事項や注意事項として示してきた。また、必要に応じて事務の改善に資するための意見を監査の結果に添えて公表してきたほか、決算審査意見書や「相模原市監査等の結果」においても事務の改善に向けた意見を述べたところである。

こうした監査等の結果については、速やかに改善措置を講じるとともに監査委員の意見を真摯に受け止めて事務処理の適正性を確保するよう強く要望する。

2 内部統制の構築に向けた方針、体制の整備について

本市は政令指定都市に移行して5年が経過するとともに、地方分権改革の進展に伴い権限や財源が国や県からさらに移譲されることにより、今まで以上に市の責任は増すこととなる。また、少子高齢化や人口減少など将来に向かって都市経営上の様々な課題を抱えており、今後とも人や企業に選ばれる都市づくりを進めるためには、市民との信頼関係を従来にも増して構築することが大変重要である。

職員一人ひとりが市民からの負託に応えるという自覚のもと、職場環境を含めた組織全体の体制・機能強化の取組と、職員個々の資質・意識の向上の取組を併せて進められたい。

また、市として不適切な事務処理の防止対策を強力に推し進めるとともに内部統制に関する方針や推進体制の構築に向けて検討することを強く要望する。

以 上

参 考

平成 26 年度監査の結果に基づく意見

平成 26 年度の定期監査では「委託料の契約に関する事務」について、「仕様書の作成から契約締結までに関する事務」を共通の監査項目として、重点的に監査を行ったが、不適切な事務処理が散見された。財産上の権利・義務や取引条件などについて、双方の意思を確認する契約行為は、相手方の選定から合意内容を記録するための契約書の作成、履行確認に至るまで、適正に執行することが求められる重要な事務である。全庁的に適正な事務の執行がなされるよう、早急に対策を講じられたい。

また、定期監査の結果から把握した不適切事例の主な要因としては、財務会計事務・出納事務に係る内部統制不足、検証事務の不足、法令・条例等の規定の確認不足、事務処理の遅延・失念が挙げられるが、これらを原因とする不適切な事例が毎年散見されたことから、監査の実効性を担保するため、監査結果の公表に当たり、「指摘事項」に至らない不適切事項として口頭で担当課に伝えていた「口頭注意」を、平成 26 年度から「注意事項」として公表文に記載することとした。

財務会計事務を含めて事務処理ミスが発生すると、その対応に多大な経費が必要になるばかりでなく、市民生活への影響が懸念され、市政への信頼が低下するおそれもある。不適切事例について改めて検証し、原因の分析や効果的な再発防止策の検討を行うとともに、管理・監督する立場の職員が適切に業務をマネジメントするなど、組織的な対応を徹底するよう要望する。

最後に、職員の人事異動により、監査の結果等への対応が継続して行われず、不適切な事務処理が改善されなかった事例が見られた。担当する職員が入れ替わっても、監査の結果等が確実に事務の適正化や改善に反映されるよう、引継ぎに当たっては事務引継書に監査の結果等への対応について記載するなど、事務の適正化が継続して図られるよう要望する。

(「平成 26 年度 相模原市監査等の結果」平成 27 年 8 月 より抜粋)